

平成 2 4 年 2 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて (その 12)
(平成 2 4 年 3 月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 11）」平成 2 3 年 9 月 3 0 日付（保 154）F によりご連絡申し上げてきたところではありますが、今般、厚生労働省保険局保険課等より「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」（添付資料 2）が発出され、一部負担金の免除措置に対する財政支援の期間について、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※）の全ての住民（全被保険者等）につきましては、平成 2 5 年 2 月 2 8 日まで延長することとなり、また、東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等については、平成 2 4 年 9 月 3 0 日まで延長することが示されたことに伴い、下記のとおり取扱いの旨、通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、平成 2 4 年 1 0 月 1 日以降の取扱いについては追って通知が示されることとなります。つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保険医療機関等での確認

(1) 保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者については、以下のよう
に取り扱うこと。

① 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等の場合、免除証明書に有効期限が「平成 2 4 年 2 月 2 9 日まで」と印字されている場合においても、平成 2 4 年 9 月 3 0 日までは従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。

② 全国健康保険協会以外の被用者保険の被保険者の場合

免除証明書の有効期限として、平成 2 4 年 3 月 1 日以降の日付が印字されている場合の

み、当該日付まで従前どおり、窓口での一部負担金の支払いを免除すること（入院時食事療養費等に係る標準負担額等については除く）。有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されている証明書を提示した場合は、平成24年3月以降は、窓口での一部負担金の支払いは免除せず、通常の保険診療と同様に取り扱うこと。

(2) 市町村の全域が警戒区域等となっているため、免除証明書の交付を要していない以下の市町村においては、平成24年3月1日から平成24年9月30日までの期間においても、被保険者証の提示により免除証明書の提示に代えることができることとなるため、以下の市町村国保の被保険者又は福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村であるものについては、被保険者証等により住所が以下の市町村の区域であることを確認するとともに、一部負担金免除の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることにより足りること。

・福島県広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

2 入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置について

入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日までとされているが、それに係る保険医療機関等における請求の方法等については追って連絡すること。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

【添付資料】

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その12）（平成24年3月以降の診療等分の取扱い）
（平24.1.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について
（平24.1.31 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・総務課医療費適正化対策推進室）